

第2章 ベトナム

ーコメ政策のジレンマー

岡江 恭史

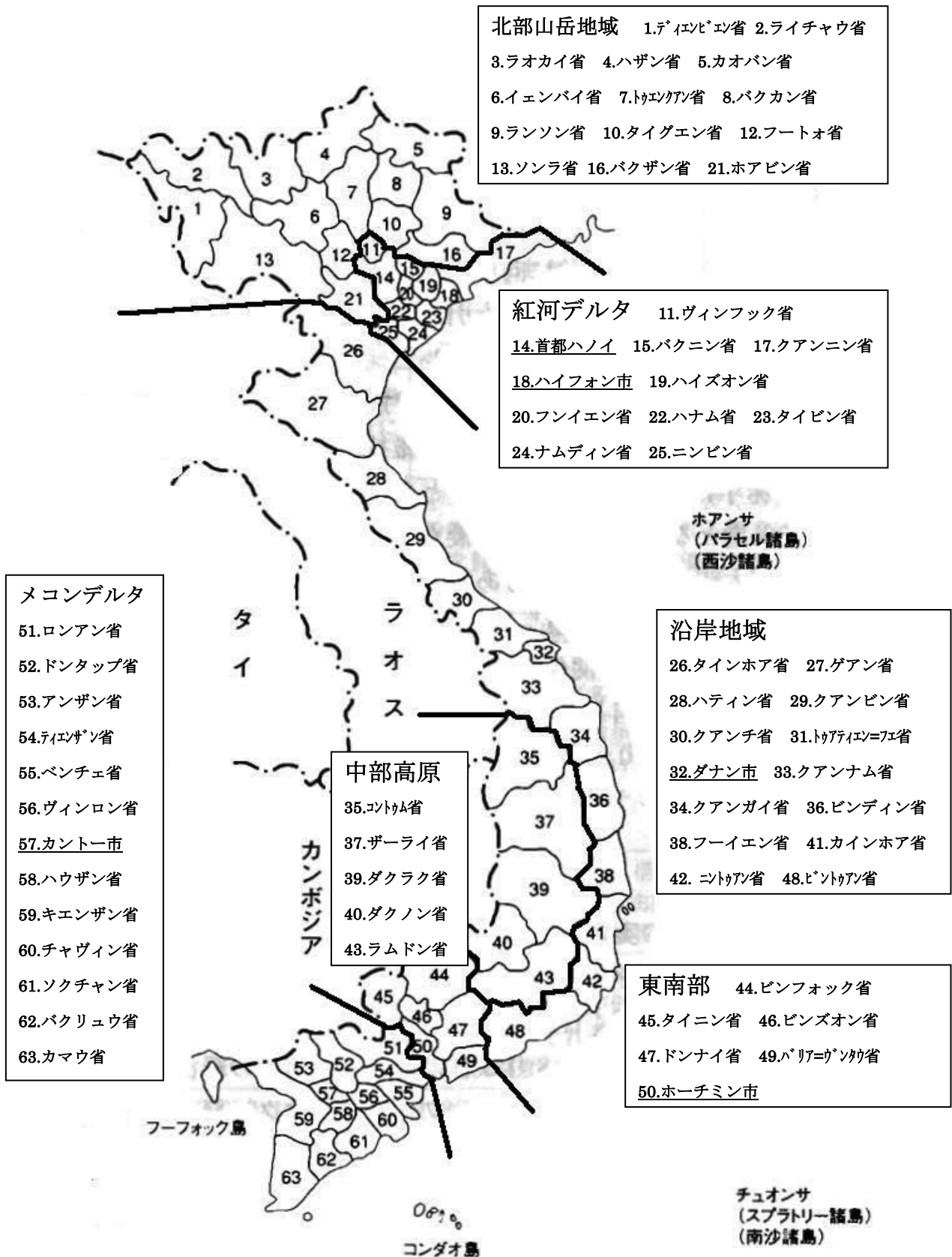
はじめに

第1表は世界のコメ生産・輸出と日本へのコメ輸出の上位5ヵ国とそのシェアを表したものである。この3つのすべてにランクインする唯一の国がベトナムである。現在ベトナムは世界のコメ市場に大きな影響力を持つようになり、2012年は過去最高の輸出量を達成して長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。今後とも世界市場において重要な位置を占めるものと思われる。本章は、ベトナムの稲作事情とベトナム政府・共産党の対応を報告する。

第1表 世界のコメ生産・輸出と日本へのコメ輸出の上位国（2012年）

	世界のコメ生産量 上位5ヵ国とシェア	世界のコメ輸出量 上位5ヵ国とシェア	日本のコメ輸入先 上位5ヵ国とシェア
第1位	中国（27.8%）	インド（26.3%）	アメリカ（47.1%）
第2位	インド（21.5%）	ベトナム（20.1%）	タイ（34.7%）
第3位	インドネシア（9.4%）	タイ（16.9%）	中国（6.6%）
第4位	バングラデシュ（6.9%）	パキスタン（8.6%）	オーストラリア（6.7%）
第5位	ベトナム（5.9%）	アメリカ（8.2%）	ベトナム（4.8%）

注. 世界の生産量（粳）および輸出量（精米）はFAO(online)より、対日輸出量（精米）は財務省(online)より計算。



第1図 ベトナムの地域区分

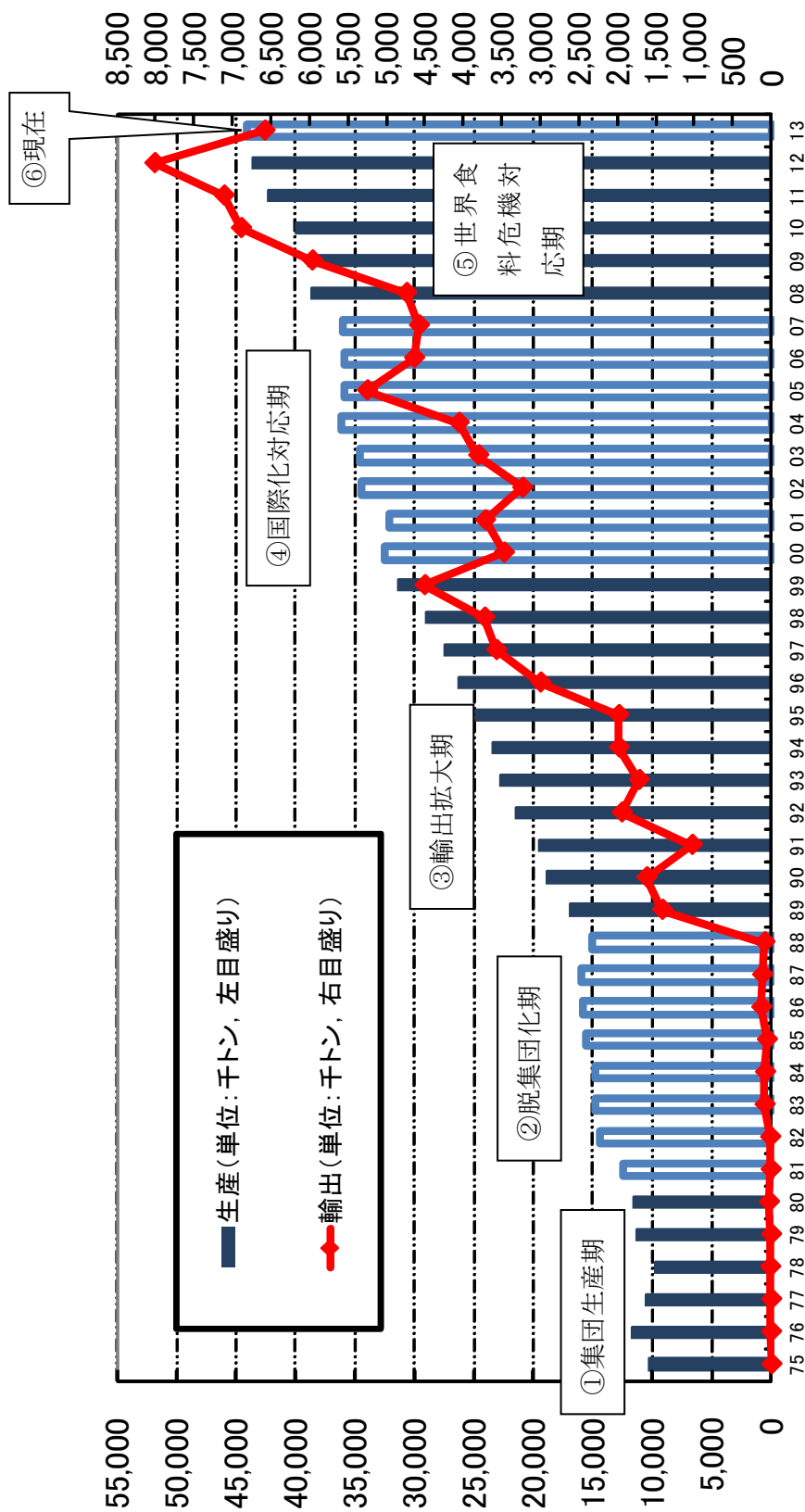
資料：寺本・坂田(2009)のベトナム地図に筆者が加筆。

注。下線が省と同格の中央直轄市。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第1図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北1,650kmの細長い国土（東西の幅は最も狭いところで50kmもない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。ベトナムの国土面積は331,150km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は8971万人（2013年）である（TCTK(2014)）。国土のほとんどが山地であり、平地は南北両デルタ（紅河・メコン）とそれを結ぶ南シナ海沿いの狭隘な小平野のみである。

ベトナム農業にとって最も重要な地域は、首都ハノイを中心とする北部の紅河デルタ（Dong bang song Hong）地域⁽¹⁾と、南部のメコンデルタ（Dong bang song Cuu Long）地域である。ベトナム人の主食であり主要な輸出産品でもあるコメのほとんどはこの2地域で生産されている。なおベトナムの多数民族キン族（狭義のベトナム人）は元々紅河デルタを中心とする北部地域にのみ居住していたのが、時代を経るごとに徐々に南下して行った。特にメコンデルタは19世紀からのフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓されたが、植民地政府は土地をフランス人および対仏協力ベトナム人に払い下げ南部における大地主制が成立した。

本稿では、ベトナム戦争終了（1975年）の後のコメ生産・輸出と関連する政策の変遷を、「①集団生産期（1975～80年）」「②脱集団化期（1981～88年）」「③輸出拡大期（1989～99年）」「④国際化対応期（2000～2007年）」「⑤世界食料危機対応期（2008～12年）」「⑥現在（2013年以降）」の6つの時代に分けて報告する。また上記の時代区分を添えて第2図にコメの生産と輸出をグラフ化した。本稿ではまず「1. ベトナムの市場移行とコメ生産・政策の変遷」で、上記④期までの歴史からベトナムの市場移行の特徴とコメ生産・政策の変遷について分析する。そして「2. 世界食料危機とベトナムの対応」で、⑤期におけるベトナムのコメ生産状況と国際的な穀物価格高騰（世界食料危機）への対応について解説する⁽²⁾。「3. ベトナムのコメを巡る最新動向」では、⑥期における最新のコメ生産・輸出動向と政策を紹介する。最後に「4. ベトナムのコメ政策のまとめ」で、ベトナムのコメ政策全体を考察して全体をとりまとめる。



第2図 ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

資料：1999年まではTCTK(2000)，2000年以降はTCTK(2005)(2008)(2014)。

1. ベトナムの市場移行とコメ生産・政策の変遷

ここではまず「(1) 各時代のコメ生産・政策の変遷」で、①～④期のベトナムの市場移行の過程をたどって、それぞれの時代のコメ生産と関連する政策について解説する。続く「(2) ベトナムの市場移行の特徴と農村社会」で、ベトナムの市場移行全体を分析してその特徴を解説し、ベトナムの市場移行における農村社会の重要性を指摘する。

(1) 各時代のコメ生産・政策の変遷

①集団生産期（1975～80 年）

東西冷戦構造の中で戦われたベトナム戦争中、東側陣営に属する北ベトナム（ベトナム民主共和国）では農民が農業生産合作社（Hop Tac Xa San Xuat Nong Nghiep）に強制的に加入させられて集団農業生産に従事させられていた。西側陣営に属する南ベトナム（ベトナム共和国）では、植民地時代からの大土地所有制が温存されたまま商品作物栽培（特にメコンデルタにおけるコメ）が行われていた。ベトナム戦争は 1975 年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収するという形で終結した。翌年発足した統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）では南部でも農業集団化が推進された。

農業集団化は、商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた南部の農業生産の仕組みを破壊することになった。この時期に南部の全農家世帯の 35.6%が 1,518 の合作社と 9,350 の生産集団（tap doanh san xuat）⁽³⁾に参加させられたが、農民が合作社や生産集団に加入する前に、自らの農機具や水牛を売り果樹を切り倒し土地を捨てる事例が相次いだ。メコンデルタの商品米穀倉地帯は、農業集団化によって生産が不安定になった。年々減少していったコメ生産量は 79 年に南部における合作社・生産集団の大崩壊が起こると回復した（Nguyen Sinh Cuc(1995)）。

またこの時期は中ソ対立の国際情勢の中で、ベトナムと中国の対立が激化した時期でもある。西側からの援助が得られない上に、1979 年には中国による軍事侵攻（中越戦争）を受けた。

②脱集団化期（1981～88 年）

厳しい国際環境と経済情勢の中でベトナムは集団農業生産体制の修正をせざるを得なくなり、1981 年に各農家世帯を生産単位とする共産党中央書記局第 100 号指示（DCSVN(1981)）が出された。100 号指示によって農家世帯は、合作社から①田植え②栽培管理③収穫の 3 つの段階を請け負い、請負契約量以上の生産物は自由に処分する権利を得た。その他の作業（水利、品種選択、肥料・殺虫剤分配など）は合作社の管理に残ったが、この改革は農家の意欲を刺激し、多くの農家（当時の調査で 8 割方）が請け負いを完遂したうえにさらに 5～20%の余剰生産をなした。100 号指示の公布は翌年のコメ生産増をもたらした。

100 号指示の翌年に開かれた第 5 回ベトナム共産党大会において、統制経済体制の改革についての理論武装が行われた。「半封建的植民地社会」から解放されたばかりのベトナムは「農業的・小規模生産の社会」であり、資本主義を経過せず直接に社会主義社会を建設すべきだが、そこに至るまでの「過渡期」の前期においては食料品・消費財・輸出品の増加を目的とする発展戦略を取るのが適切である、と主張された。消費財の一部と輸出品の大部分の原材料は農産品であり、そのために農業の発展を最重要課題としたのである（トラン 2003）。さらに 86 年の第 6 回党大会では改革が一層進められ、特に以下の点で画期的であった。第 1 に、社会主義への過渡期が「比較的長期の歴史的時期」とであると確定された。第 2 に、従来の統制経済システムを抜本的に変革する姿勢を明示し、社会主義セクター内であっても、市場原理を基軸とする生産単位ごとの独立経営方式へと転換されることとなった。第 3 に、長期にわたって非社会主義セクターの存続を認め、それらを積極的に活用することが明示された。これらの政策は「ドイモイ」政策と呼ばれ今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる（白石 1993）。

しかし農業面では合作社による集団生産管理が依然として残り、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのがわずか 20%であったことから、100 号指示に伴うコメ生産増は 87 年で頭打ちになり、88 年には生産が大幅に落ち込んだ。特に北部では落ち込みが甚だしく、81 年以来最低の水準に達した。88 年初頭の北部では 930 万人（農家世帯の 39.7%）が食糧難になり、うち 360 万人が飢餓状態に陥った。同じ頃南部でも集団化に伴う土地紛争が多発し、全国的な農業・食糧危機に陥った。この危機へ対処するために、1988 年 4 月 5 日に共産党政治局第 10 号決議（DCSVN(1988)）が發布された。10 号決議は、農家による水牛・牛や農機具の所有を認めた。多くの合作社では生産段階のうち 2 つのこと（水利および病害虫発生予察）だけに責任を負い、他は農家世帯に任せることになった。また農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。この結果、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのが 40%と倍増し、これまで以上に農家の生産意欲を刺激した（Nguyen Sinh Cuc(1995)）。

③輸出拡大期（1989～99 年）

集団農業生産体制を実質的に解体した共産党政治局 10 号決議は、翌年（1989 年）から 10 年以上にわたる持続的なコメ生産増をもたらした。またこの年から実質的に輸出が始まった。ベトナムは 10 号決議以前には恒常的にコメを 70～100 万トン輸入していた（Nguyen Sinh Cuc(2003)）が、1996 年にはアメリカを抜きタイに次ぐコメ輸出国⁽⁴⁾になるまでに成長した。

ドイモイ以前のベトナムでは、すべての輸出入活動は輸出入貿易国营会社によって行われ、また輸出品を生産する会社もそれぞれの担当官庁（例えばコメは農業省）によって管理されてきた。また何をどれだけ生産・輸出するかは国家計画委員会の指令によって決定されていた（トラン(1996)）。ドイモイ政策に沿ってこのような国家管理体制から関税による市場経済管理への転換が図られ、コメに関しては主食であり重要な輸出品という点を

勘案して輸出割当制度を維持しつつ、この時期から徐々に規制緩和が図られた。まず輸出取扱業が許可制から届出制へ移行した。さらに 1998 年 7 月 31 日付け第 57 号政府議定 (CPVN(1998)) によって民間企業および外資系企業へも輸出割当が行われるようになった。

またこの時期は、市場経済下における農業経営の基盤を強化する政策が次々と打ち出された。1993 年には土地法が改正されて、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた。96 年には合作社法が制定され、集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へと合作社の法的位置づけが根本的に転換した⁽⁵⁾。また 90 年代から国営銀行によって農家世帯向けの信用事業が展開されるようになった⁽⁶⁾。

国際関係に目を転じると、この時期は冷戦構造の完全な崩壊によってかつての敵国であった西側諸国や中国との関係が修復され、そのことが国際市場への参入をより容易にした。対東南アジアでは、ベトナムはアセアンに 95 年 7 月に加盟し翌 96 年 1 月にはアセアン自由貿易地域(AFTA)の共通効果特惠関税(CEPT)スキームにも参加した。対米では、94 年 2 月にアメリカは 75 年より継続してきた対越経済制裁を全面解除し、95 年 8 月には国交正常化条約に調印した。対日では、92 年 11 月に日本は 79 年度以降見合わせてきた円借款の再開を決定した。対中では、91 年 11 月に国交正常化した。

第 2 表 「④国際化対応期 (2000～2007 年)」の農業発展戦略

	政策の柱	コメ政策
政府決議第 9 号 (2000 年 6 月)	①農業生産における新技術の導入 ②生産と加工・販売との効果的結合 ③農村内インフラへの投資促進と農業保険の充実 ④外国市場の情報収集とマーケティング能力開発 ⑤商業的農産品販売に備えた行政の効率化	灌漑設備の整備された水田を 400 万 ha 維持するとともに、生産性の低い水田は他のもっと適当な作物や養殖に転換する。
首相決定第 150 号 (2005 年 6 月)	①農地の集積による経営基盤の強化 ②AFTA (アセアン自由貿易地域)・WTO 加盟交渉のための国際的合意事項の遵守 ③品目ごとの生産適地を特定して生産集中を図る	特にメコンデルタにおける灌漑整備事業への投資を増加して輸出米を増産させる。

資料：CPVN(2000) (2005)。

④国際化対応期 (2000～2007 年)

脱集団化以降 (上記②③の時期) のベトナムでは、主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ、劣等地へも生産拡大が進められた。そのため、肥沃なデルタ地帯では 6 t/ha 以上の生産をあげる一方、山間地や土地条件の悪いところでは 2 t/ha 程度のところもあった。上記③の時期におけるコメ輸出拡大も、もっぱら価格の優位性 (安価) によるものであり、ベトナム米の品質は国際的にも評価が低いものであった。

こういった問題を解決するため、ベトナム政府は 2000 年 6 月 15 日に第 9 号政府決議 (CPVN(2000)) を公布し 2010 年に向けての農業発展戦略を打ち出した。同決議はそれま

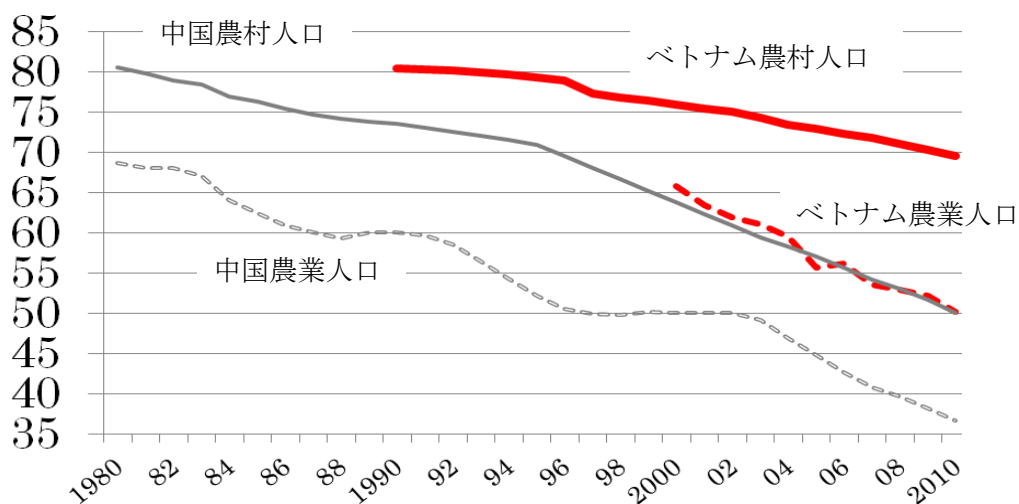
での市場経済化による量的拡大という農業政策を海外市場への販売を前提にした農林水産物の高品質化へと転換するものであった。さらに 2005 年 6 月 20 日付け第 150 号政府首相決定（CPVN(2005)）によってこの路線が補強された（第 2 表参照）。コメに関しては、生産性の低い水田の転作を促す反面、輸出用米の主産地であるメコンデルタにおいては灌漑整備事業への投資を増加させることとしている。

（２）ベトナムの市場移行の特徴と農村社会

ベトナムは共産党体制を維持しながら市場経済化を進めているという共通点から中国と同一視されることが多く、例えば加藤弘之は両国が目標とする市場経済システムに本質的な違いはないとした上で、「1980 年代の中国で起きたような、農村部でのダイナミックな変化はベトナムではいまだ出現していない」（加藤 2005）と、主に 20 世紀中のデータを用いて論じている。しかし 21 世紀のベトナム農村は 1980 年代以降の中国農村の変化を後追いつているのであろうか。第 3 図は、両国の農業・農村人口の比率の変化をグラフ化したものである。図でも明らかなように、中国は農業人口と農村人口がほぼ並行に減少しているのに対して、ベトナムは農業人口の減少は農村人口の減少よりも急である。具体的な数字をあげれば、中国における 1980 年の農村非農業人口比率（＝農村人口－農業人口）11.9% は 30 年後の 2010 年に至っても 13.4% とほぼ横ばいであるのに対して、ベトナムは 2000 年からわずか 10 年で倍増させている（10.1% から 19.4%）。つまり 21 世紀のベトナムは急速な工業化にもかかわらず農村人口が安定しており、農村部における非農業就業者が急増しているという点で 1980 年代以降の中国とは異なっている。この問題をさらに深く知るために第 3 表に、一人あたり GDP がほぼ同水準であった 2010 年のベトナムと 2003 年の中国における、農村人口の比率、農村の非農業就業者比率、都市と農村の所得格差を示した。この表からも、ベトナムは中国より農村人口の比率と農村の非農業就業者比率が高いことが確認でき、さらに都市と農村の所得格差が小さいことがわかる。

このような両国の違いには、流動性が高く個人主義的・実力主義的な中国農村と強固なムラ社会が残るベトナム農村という文化的背景が存在する。また政策的にも安定した農村社会を維持する方針が採られている。例えば、1996 年の第 8 回党大会で採択された「1996～2000 年経済開発戦略」では、2020 年までの工業国入りという具体的な目標を示して工業化を一層推進するとともに、農林水産業に対して政府予算からの重点的な投資が行われることが決定した。また農村地域に近代工業を振興させるとともに、交通・通信・医療・住宅等のインフラ整備も進めることも決定した。またこれまで重点的な経済開発地域に選ばれなかった地方都市においても中小規模の工業団地の建設を推進することが決定した（竹内 1997）。農村行政の面では、1993 年の党第 7 期 4 中総「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」で共同体的生活の再建が図られることになった。さらに 98 年に政府は「社（行政村）における民主実現制度規定」を制定した。これらは、従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を相互扶助の伝統を持つ村落共同体の自主管理と自助努

力にゆだねる体制を作り上げることをめざしたものである。



第3図 中越両国の農業就業人口・農村人口の比率（％）（1980～2010年）

出典：NBSC(online), TCTK(online).

注：データの「農業人口」は正確には「第一次産業の就業者」のこと。ベトナムの農村人口データは1990年以降のみ、ベトナムの農業人口のデータは2000年以降のみ。

第3表 中越両国の農村に関する経済指標

	ベトナム (2010年)	中国 (2003年)
一人あたりGDP(米ドル)	1,334	1,274
農村人口の比率(%)	69.5	59.5
農村の非農業就業者比率(%)	41.3	25.1
都市と農村の所得格差(倍)	1.99	3.23

出典：World Bank, World development Indicators, NBSC(online), TCTK(2011).

注：データの「農村の非農業就業者」は、「農村人口」から「第一次産業の就業者」（農業人口）をひいたもの。「都市と農村の所得格差」は都市の一人あたり住民所得を農村のそれで割ったもの。

第8回党大会で採択された方針に関して竹内郁雄は、「（1）さらなる高度成長への志向」「（2）雇用促進と各地域の均等開発」という2つの特徴が現れていると指摘している（竹内1997）。竹内の指摘する（1）とは「市場経済化・対外開放」であり（2）は「社会的公正の実現」であると言い換えることもできよう。続く2001年の第9回党大会では、この二つの実現をめざすドイモイ政策について「社会主義志向の市場経済」という新たな文言で説明するようになった。当大会において採択された「2001～2010年の経済・社会発展戦

略」においては、アセアン（1995 年加盟）・米越通商協定（2000 年調印）に続く目標として WTO 加盟を掲げる（藤田(2006)）とともに、貧困削減・社会保障拡充・山岳地域における医療施設整備などの社会政策の強化も同時に打ち出している（石田(2002)）。

次の第 10 回党大会が開かれた 2006 年はベトナムの WTO 加盟が決定した年である。WTO 加盟に際しては貿易制度の改変や輸入関税の引き下げ等、既存加盟国からの要求に基づいて呑まざるを得なかったものも多かった。そのような厳しい条件下であったにも関わらず、ベトナムは重要な品目に関してはできるかぎり防衛の努力を行った。特に国内の条件不利地域で栽培されている砂糖などの品目では、関税割当による輸入の歯止めをかけることができた（岡江(2010)）。このように市場経済化を進めつつも「社会的公正の実現」にも常に留意してきたベトナムに対して中国では、先に豊かになれる人・地域から発展する「先富論」が唱えられ、「社会的公正の実現」を意味する和諧社会建設提唱が行われたのは 2004 年第 16 期 4 中全会になってからである。また WTO 加盟交渉の過程でも中国が保護したのは、中国人一般にとって重要な食糧等であり、ベトナムのように特定の地域に関するものではない。このようにベトナムの市場移行の特徴である市場経済化と社会的公正の両立は、中国にはあてはまらない。そしてこの特徴は、次節以下で後述するようにコメ政策にも大きな影響を及ぼしている。

2. 世界食料危機とベトナムの対応

ここではまず「(1) 世界食料危機当時のベトナムのコメ生産・輸出の状況」で米価急騰が始まった 2007 年時点におけるコメ生産・輸出の状況を解説する。続く「(2) 世界食料危機への対応」で、国内外の米価・物価急騰を受けて 2008 年以降にベトナム政府が取った措置、新たに採用した政策について解説する。

(1) 世界食料危機当時のベトナムのコメ生産・輸出の状況

①コメ生産の概要

第 4 表 作期ごとのコメの作付面積・単収（2007 年）

	紅河デルタ（北部）			メコンデルタ（南部）			全国	
	栽培期間	作付面積	単収	栽培期間	作付面積	単収	作付面積	単収
冬春作	12～翌 5 月頃	553	5.8	11～翌 4 月頃	1,507	6.0	2,989	5.7
夏秋作	（栽培していない）			4～8 月頃	1,800	4.6	2,205	4.6
ムア作	7～11 月頃	559	5.6	8～11 月頃	378	3.5	2,008	4.4
合計		1112	5.7		3,684	5.1	7,201	5.0

資料：TCTK(2008)。

注．作付面積の単位は千 ha，単収の単位は t/ha。

ベトナムにとってコメは、およそ8割の農家が携わり（Nguyen Ngoc Que(2009)）国民の主食となっている最も重要な作物である。コメの生産のほとんどは、北部の紅河デルタ（2007年の生産量の17.6%）と南部のメコンデルタ（52.0%）で行われている（TCTK(2008)）。この両デルタ以外のベトナムの各地域（第1図参照）では、コメは常にギリギリ自給できるかもしくは不足の状態にある（Nguyen Ngoc Que(2009)）。北部ではおおむね2期作、南部では3期作でコメが栽培されている。ベトナムではコメの3作期を冬春作（Lua dong xuan）・夏秋作（Lua he thu）・ムア作（Lua mua）と呼んでおり、栽培期間は地方や品種によってまちまちであるが、南北2大デルタではおおむね第4表の通りである。

なお紅河デルタでは1980年代の脱集団化に際して単に一人あたりの農地面積を均等に分配するだけではなく土地等級（地味）ごとの平等性も追求されたため、狭い農地がさらに細分化された。2007年現在においても紅河デルタの人口密度は1,238人/km²と、メコンデルタの431人/km²（TCTK(2008)）に比べて圧倒的に稠密であり、このため一作期あたりの水稻耕作に投入される労働力も紅河デルタでは200人日/ha、メコンデルタは85～100人日/ha（Nguyen Ngoc Que(2009)）という大きな違いがみられる。

第5表は稲作農家が自らの生産したコメをどのような用途に使用しているかの内訳（2004年現在）である。最大の稲作地帯であり輸出米の主産地であるメコンデルタでは生産の7割が販売されるのに対して、紅河デルタでは生産の約半分が農家自身の食用に使用され販売はわずか2割強である。また紅河デルタの農家世帯の95%が水稻耕作を行っているという事実（Nguyen Ngoc Que(2009)）から、紅河デルタの農家にとって稲作とは昔ながらに自らの食を確保するために行うものであるということがわかる。さらに第5表では紅河デルタにおける備蓄・家畜飼料・消失がメコンデルタの何倍もの割合を占めている。このことは、低技術水準下で収穫後の消失が大きく、零細経営による不安定性のため将来への保険として備蓄と畜産の兼業を行っているという紅河デルタ農民の姿を示している。

第5表 2004年における稲作農家のコメ用途の内訳（%）

	紅河デルタ	メコンデルタ	全国平均
農家の食用	49.30	16.40	41.50
販売	23.00	70.00	34.00
備蓄	12.30	4.80	12.60
種まき	0.94	3.69	2.16
家畜飼料	11.30	2.90	7.40
他世帯への貸し出し	2.72	1.97	2.00
消失	0.40	0.10	0.20

資料：TTPNN (2008).

②コメの国内流通

第4図は、ベトナム国内のコメ流通について既存資料（小沢(2004), 坂田(2003)）をもとにできるだけ単純化して図示したものである。

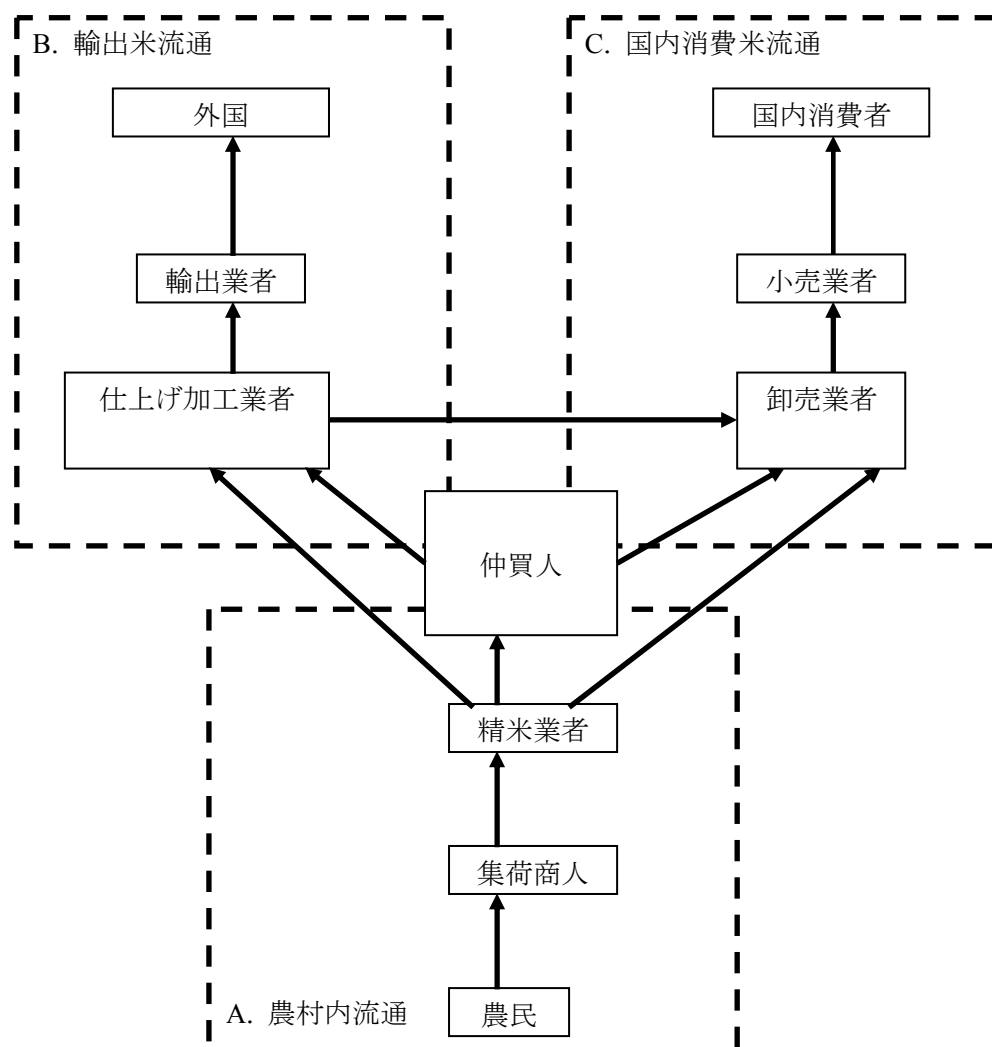
図中 A は稲作農家から始まる農村内におけるコメの流通である。前掲第5表でみたようにベトナムの農家の生産するコメのうち販売に回るのは全国平均で3分の1程度（紅河デルタではわずか2割強）に過ぎない。多くの農家は自家消費（家族の食事、家畜の餌、等）にコメを栽培し、余剰米が粳の形で販売され市場に流通する。農家から粳を買い付ける集荷商人も多くは農村内に居住する個人経営者（兼業農家である場合が多い）であり、その買い付けの範囲も1～2社（行政村）と非常に狭い。その集荷業者から粳を買う精米業者の多くは精米施設の技術水準が低く、玄米加工までしか行われない。また厳密な品質ごとの分別ができないため、この段階では国内消費用と輸出用との区別はしていない。A段階におけるアクターはいずれも零細な個人経営であり、その取引は相対によるものである。独占的なアクターが存在しないという点では市場原理が働いているが、相互の流通マージンが低く機械化や在庫調整によるリスクへの対処もできない。

B は輸出米の流通経路である。産地の主要集荷拠点に位置する仕上げ加工業者は、農村内の精米業者から半加工米（玄米）を買い付け、白米への仕上げ加工や袋詰めを行う。その仕上げ加工後に碎米の分別を行う。このコメの品質による分類によって初めて各市場（国内消費用・商業輸出・援助米）へ価格をつけて販売される。そのため輸出用に高品質なコメを求めて生産者を選別するという行動をおこしにくい。

C は国内で消費されるコメ流通である。卸売業者が仕上げ加工業者から加工米を仕入れ（彼ら自身が加工精米技術を持つ場合もある）、都市の小売業へ販売する。C段階における流通は政府における価格統制もなく市場原理によって行われている。これまで高品質米は輸出にまわされる傾向が強かったので国内米価は輸出価格より低い傾向にあった。また政策的にも1999年までコメに輸出税が課せられ、国内米価が国際価格を下回るように誘導されていた。だが近年都市住民の所得向上によって、国内でも高品質なコメが集荷・流通されるようになった。

以上ベトナム国内のコメ流通の特徴を要約すると、生産から消費（輸出）まで多くの流通経路が存在し、その度に流通マージンが発生するという問題を生じている。特に精米加工が半加工（粳を玄米に）と仕上げ加工（玄米を白米に）に分断されているのが問題である。そのことが精米技術への投資を妨げる要因となっている。なお現在においても流通過程で13%ものコメが失われているといわれている（Nguyen Ngoc Que (2009)）。

コメに限らずベトナム農業の抱える大きな問題として加工・流通の未整備が存在する。その解決のため2000年9号決議では、農業生産における新技術導入、農村内インフラ整備などととともに生産と加工・販売との効果的結合（農民と契約して農産品販売事業を行う新型合作社（農協）の育成など）が政策の柱としてあげられている（前掲第2表参照）。



第4図 ベトナムにおけるコメ流通

資料：小沢(2004)，坂田(2003)より筆者が作成。

③コメ輸出の仕組み

前述したようにベトナムのコメ輸出制度は 90 年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られた。そして 2001 年 4 月 4 日付け第 46 号首相決定（CPVN（2001））によって輸出割当そのものが廃止され，輸出業者も認可制から登録制へと移行することになった。しかし同決定は政府間契約の輸出米については，商業省（現商工省）が輸出を行う企業を指定すると同時に契約の一部の量（輸出の権利）を各地方省に割り当て，各省は省内企業に輸出量を割り当てることを規定している。政府間契約の輸出米に占める割合の大きさから，実質的には 2001 年以降も実質的には輸出割当制度と同様の政府による規制が続くことになった。

また毎年年頭に商務省（現商工省），農業農村開発省，そしてコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会の三者が協議してコメ需給計画の原案を政府に提出し，首相が最終

的に年間コメ需給計画を発表する。そして作期ごとに需給の見直しを行う。原則としては輸出は自由化しているが、いざというときには政府の権限で輸出に規制をかけることがある（伊東（2007））。実際、2008 年にも輸出規制が行われ、それが世界的なコメ価格高騰の引き金になった。

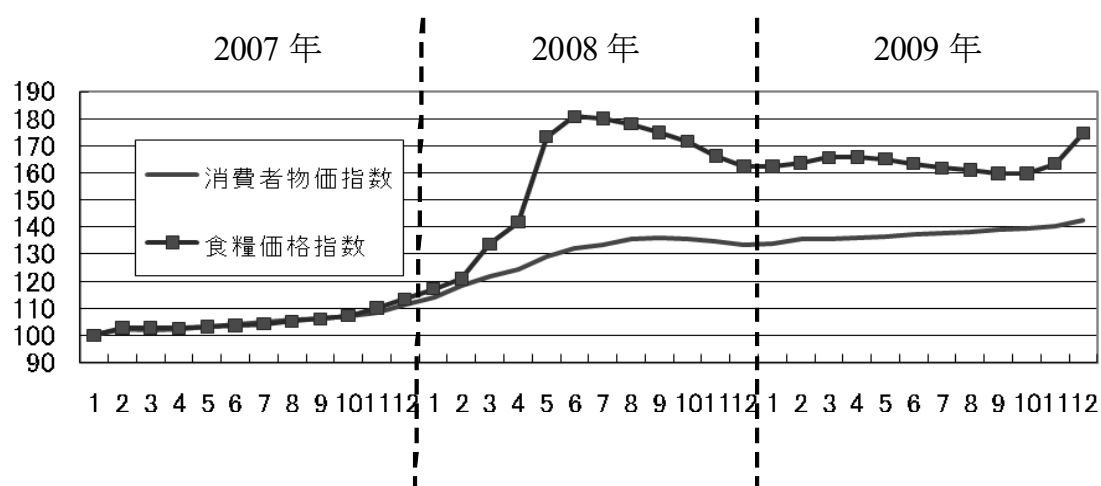
ベトナム食糧協会は 1989 年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体である。協会に参加している業者のほとんどは南北食糧総公司⁽⁷⁾ およびその傘下の国有企業であり、協会の定款には外資や合弁企業は議決権のない准会員にしかねないことが定められている。コメ輸出を行う業者は一件ごとに食糧協会に届け出をして、協会からの承認書がなければ税関を通せないことになっている。協会の承認はほぼフリーパスとはいえ、輸出企業への監視は常時行える体制となっている（伊東（2007））。

なお米価高騰への対策として 2008 年にはコメの輸出規制を行ったが、2009 年初頭の作況が良好であったことから、2009 年 6 月 4 日に政府は年内にはもう輸出規制を行わないことを決定した（CCPDTV(2010)）。さらに 6 月 15 日付政府通達 176 号（CPVN(2009b)）によって、政府間契約の輸出米の各地方省への割当も廃止することを決定した。つまりどの地方のどの企業がどれだけ輸出してもかまわないということであり、輸出に関する政府規制は大幅に緩和されるに至った。

しかし、輸出業務における国有企業の寡占状況と国内流通における非効率性は依然として残り、ベトナムでは高級米の生産・輸出の効率化を促す市場原理が働きにくい構造になっている。

（２）世界食料危機への対応

①国内物価の高騰と 2008 年に取られた政策



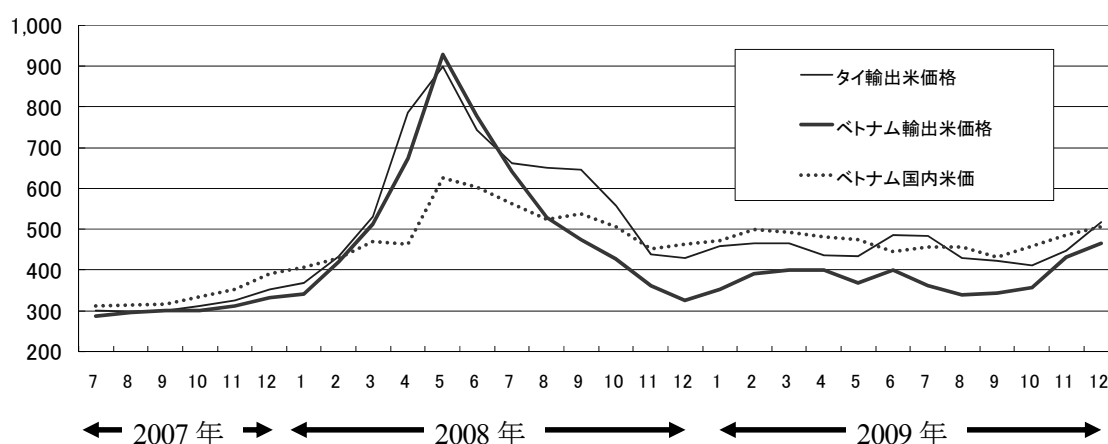
第 5 図 2007～09 年におけるベトナム国内の物価上昇

資料：TCTK(online).

注. 2007 年 1 月を基準（100）とする指数.

第5図は、2007～09年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧価格指数の上昇を、2007年1月を100として示したグラフである。なおこの「食糧」とはコメ・トウモロコシ・イモ類等のデンプン質を豊富に含む主食物を表すベトナム語 ”luong thuc” の訳であり、食料品全体ではない。2007年10月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始めているが、特に食糧が2008年4～6月に急騰している。6月以降は食糧価格も下落傾向にあるが、下落幅はわずかであり、2009年12月の消費者物価指数および食糧価格指数は2007年1月から42%増・75%増と高値を維持している。

食糧価格が高騰に至った最大の理由は、コメが重要な輸出品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることである。第6図は国際価格（タイ輸出米価格）とベトナムの輸出米価格・国内米価の2007後半～09年における変動をグラフ化したものである。新輸出契約の停止が発表される2008年3月までの間は3者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。コメは国民の圧倒的な主食であるために、コメ価格の急騰により食糧価格全体も急騰した。



第6図 2007～09年におけるタイ輸出米価格
・ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価

資料：価格はCCPDTV（2010）、TTPNN（2009）より。

注．輸出米価格は両国とも25%碎米価格。ベトナム国内米価は、メコンデルタのコメ生産地カントー市（第1図の57）における通常米（Gia te thuong）価格。単位はいずれも米ドル/t。

米価高騰に対処するため、2008年3月25日には第78号政府通達（CPVN（2008a））によって6月末までの間は新たにコメ輸出の契約（政府間契約だけでなくすべての契約が対象）は行わない（すでに契約済みのものは履行）ことを決定した。第6図に見るように、この輸出規制によって、国内物価全体の上昇が抑えられた反面、ベトナムの輸出米価格が急上昇し、コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった。

前述のように2000年の政府決議第9号によって水田の転作が認められたが、その結果そ

の後は水田の転作が政府の予想を遙かに超える速度で進行した。このことも人々に国内需給逼迫の不安をあおり食糧価格の高騰の一因となったことから、2008年には農地規制策が新たに取られた。4月18日に第391号首相決定（CPVN（2008b））が公布され、水田専作地の転作の原則禁止の方針を打ち出された。同決定では、やむを得ない事情で水田転作を行う場合には、各地方省・中央直轄市が必要な転作面積を最小限にする土地計画を策定して事前に中央政府の認可を得ることが義務づけられた。上記の手続きを経た計画以外での水田転作が発覚した場合には、その土地を収用することも明記された。

②政府決議 63 号と国家食糧安全保障

世界食料危機の混乱を踏まえて農業問題が2008年7月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会において議論され、2010年および2020年までの農業政策の目標を示した「農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号決議」（DCSVN（2008））が8月5日に公布された。さらにこれを受けて、政府の今後の食糧政策の方針として翌09年12月23日に「国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号」（CPVN(2009d)）が公布された。これは、ドイモイ以降の農業の市場経済化・近代化の方針を引き継ぐ一方で、国家食糧安全保障を農業政策の最優先課題にしたものである。

具体的な目標として、国内需要を満たすために、2020年まで380万haの水田（うち320万haは2期作以上の栽培ができる灌漑設備の整った水田）を維持することによって41～43百万トンの生産を維持することとしている。そのために、稲作生産費の30%以上を生産者の利益として確保し、2020年までに食糧生産者の収入を現在の2.5倍にする目標を立てている。

また前述のように、ベトナム国内のコメ流通・加工業者の多くが零細で設備が整っておらず貯蔵施設も未整備のため、ベトナムはコメの大生産・輸出国にも係わらず国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。そのため食糧流通と輸出システムの合理化を目標として、63号決議では業者に対して容量400万トンの貯蔵施設（当時の国内総在庫の約2倍の容量）の建設を2012年までに完成させるように指示している。さらに政府機関への指示として、財務省に対して稲作生産の保険のスキームを、農業農村開発省に対しては農民と農村の各経済事業体（農協・企業・研究機関・流通・輸出業者）との連携に関するスキームをそれぞれ、政府に提出するように求めている。

③政府議定 109 号と新コメ政策

上記の63号決議の方針を執行するために政府議定109号（CPVN(2010)）が2010年11月4日に公布（施行は2011年1月1日）された。この政府議定109号から、新しく導入された政策を以下に紹介する。

(i) 価格支持策の導入

2009年3月9日に首相府において第78号通達（CPVN(2009a)）が公布された。同通達

で出された方針は稲作生産費のうち少なくとも 30%は生産者の利益となるように南北食糧総会社は買い取り価格を設定し、関係機関・銀行はそれを支援するために総会社への優遇策を取るというものである。この生産費の 30%を生産者の利益とする方針は、同年 12 月 23 日の政府決議 63 号にも盛り込まれた。

その後、政府は 2009 年の夏秋作の収穫が始まる時期に入った 8 月 10 日に、ベトナム食糧協会を通じて会員業者に対し臨時備蓄用米として最低価格 3,800 ドン/kg (湿度 17%の乾燥粳米) 以上で輸出米の主産地であるメコンデルタの農民から買い取るように指示を出した。この時の買い取り目標量 40 万トンが達成された後、さらに第 2 段として 9 月 9 日にさらに同条件で 50 万トンの買い取り策が出された。政府としてこの方針をさらに支援するため、9 月 22 日付首相決定 1518 号 (CPVN(2009c)) により、メコンデルタを管轄する南部食糧総会社傘下の業者が夏秋米の購入のために銀行から融資を受けた場合は全額政府が利息を負担することを決定した。2010 年以降においても同様に臨時備蓄用米の買い取り指示が出され、融資に際しての利息補充も同様にとられた。

さらに 109 号議定によって、2011 年からは新たに国内の下限価格 (基準買い取り価格) と上限価格 (放出価格)、さらに輸出最低価格を設けたシステムへと整備された。基準買い取り価格の計算方法は以下の通りである。各期初に財務省が稲作生産費の計算方法を公表する。それに応じて各地方省がその地域の平均的な稲作生産費を計算する。各地方省から上がってきた数値を元に財務省が稲作生産費の 30%を生産者の利益となるように計算して基準買い取り価格を決定する。収穫期になって市場価格が基準買い取り価格より下になるようであれば、政府 (農業農村開発省・財務省・商工省・国家銀行・食糧協会) はコメの販売価格が下がらないような策を講じることになっている。さらに財務省は各期に国内外の市場等を勘案して最低輸出価格を定めることになっている。また買い取りの上限価格 (放出価格) も各期に設定し、国内市場価格が放出価格を上回ったら業者に備蓄米を国内市場に放出させる規定も設けた。

この価格支持策は、政府決議 63 号で規定された稲作生産保険スキームの具体化であろう。ドイモイ以降市場の変動にさらされてきた稲作農家にとっては画期的な政策の導入であるが、その実効性は疑問である。政府は業者に指定価格での買い入れを求めるが、政府による財政支出は業者が買い入れ費用のために銀行から借り入れた際の利息補助のみである。つまり業者によっては利息負担は免除されても、支持買い入れ価格以上で販売できなかった場合のリスクは自ら負担しなければならない。しかも販売価格にも上限が定められている。このような市場メカニズムも業者のインセンティブも無視した政策は業者の不正を誘発する可能性がある。また稲作生産費の 30%という数字の意味を考えるために、アンザン省 (第 1 図の 53.) の冬春作 (雨季作) の事例で計算してみると、2006 年は 54%, 2007 年は 46%, 2008 年は 39%と減少している (TTPNN(2008) (2009))。確かに 2007 年末以降米価は急騰したが、それ以上に肥料などの生産資材の価格高騰のため取り分が減少して農家の不満がたまっていたのであろう。これをみれば、30%の保障は所得移転というほどの水準ではなく、タイにおける導入当初の担保融資制度と同様、季節変動による買いたたき

を防ぐための最低価格保障というに過ぎない。

(ii) 零細業者の淘汰

また政府決議 63 号で目標とされた「食糧流通と輸出システムの合理化」「農民と農村の各経済事業体との連携」を進めるため、109 号議定では政府が要求する基準を満たす事業者のみがコメ輸出業者として許可されることになった。具体的な基準は、5,000 トン以上のコメの収容能力がある倉庫と 1 時間当たり 10 トン以上の処理能力がある精米所を所有していることである。認可を求める業者について各地方省の商工局が検査を行い、条件に適合すると判断されたら商工省が 5 年間有効の認可証を交付することになっている。認可された輸出業者はさらに過去 6 カ月間の輸出量の 10% のコメを貯蔵し続けることも義務づけられている。その上、業者はコメの買い付けごとに品質と種類ごとの価格を地方省の人民委員会に知らせる義務がある。地方省人民委員会は担当地区の農民が不当に業者から買いたたかれないように、その価格情報を公開することになっている。さらに業者は四半期ごとに輸出量と備蓄量を報告する義務がある。

なお同議定に基づきコメ輸出を希望する業者は上記の条件を整えて 2012 年 10 月 1 日までに政府の認可を受ける必要があった。その結果、2013 年には小規模業者の破産が相次いだ。さらに 2013 年 8 月には、過去 2 年間に 1 万 t/年の輸出が達成できないと認可取り消しになる規則が追加された (CCPDTV(2014))。零細業者の淘汰それ自体はこのように達成されたが、その結果川上から川下までの流通ネットワークを持つ国有企業に有利な条件が整備されるというドイモイ政策の流れ (市場経済化) に逆行する結果になった。これが政府決議 63 号で目標とされた「食糧流通と輸出システムの合理化」「農民と農村の各経済事業体との連携」につながるかは疑問である。

3. ベトナムのコメを巡る最新動向

(1) 最近のコメ生産・輸出動向

深刻な国内物価高騰への対策に迫られていた 2008 年のコメ生産量は 3873 万トン (対前年度比 7.8%増)、輸出量は 474 万 t (対前年度比 3.6%増) となった。その後もベトナムのコメ生産・輸出は拡大を続け、2012 年には過去最高の輸出量 (802 万 t) を達成し、長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。しかしこれはもっぱらタイがコメの担保融資制度によって米価を高騰させたことによるものであり、ベトナム自身が生産・輸出刺激的新政策を導入したのではない。2013 年にタイの輸出米価が下がると、ベトナムのコメ輸出量は 659 万 t に減少した (第 2 図参照)。

2012 年から 13 年への輸出先の大きな変化は、フィリピン・インドネシアが激減 (シェアがそれぞれ 14.74→5.92%, 10.60→2.37%) し、代わって中国が増加 (25.75→33.37%) したことである。しかも、中国への輸出には非公式なものが多くあると推測される。公式

には 200 万 t 程度だが、さらに非公式で 140～150 万 t 程度あると推測されている。メコンデルタからのベトナム米の通常の輸出は国際貿易港であるサイゴン港（ホーチミン市）から大規模な船で搬送されている。しかし中国への非公式な輸出では、メコンデルタの生産地に近い港から、大量の小規模な船で北部のハイフォン港へ集約され、そのあと陸路で中国に搬送される。そのため、北部の重要な国際貿易港であるハイフォン港の渋滞を引き起こしている。またベトナムの事業者にとっても取引が不安定で、支払い遅延や突然のキャンセルのリスクにさらされている(CCPDTV(2014))。

この中国への非公式な輸出の背景として、上述の市場メカニズムも業者のインセンティブも無視した価格支持政策があると思われる。つまり市場価格が低いときにそれより高く業者に買わせて市場が高騰したときにはより低く業者に放出さえるように命令したとしても、実際に業者は闇で（市場価格で）仕入れて闇で販売するであろう。しかも公式の統計に出てこないために、輸出税や量規制といった政策の対象外であり、また情報が政府や業界団体に上がってこないため、今後の需給予測や政策作成にも支障をきたす恐れがある。

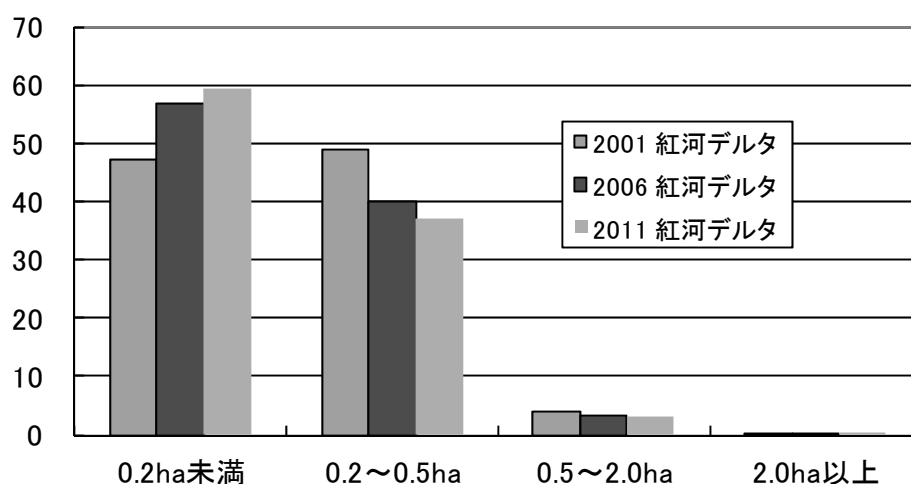
（２）最新のコメ政策

①ベトナムの農地政策とそのジレンマ

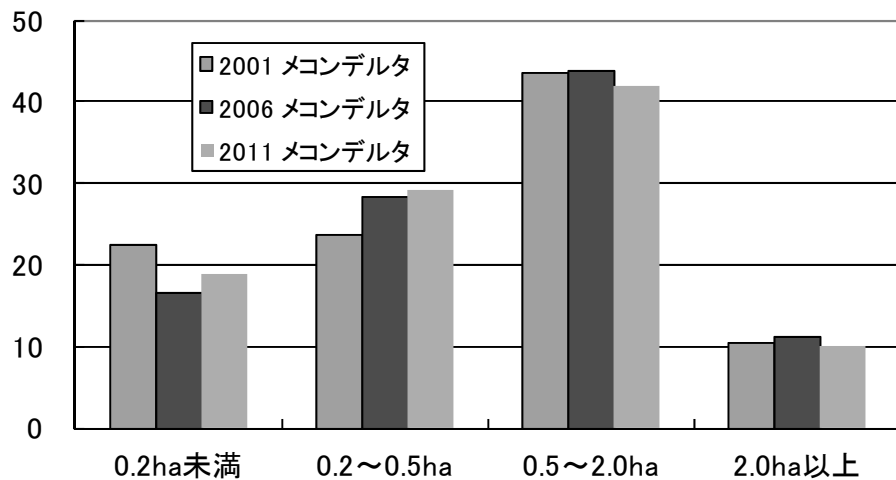
前述のように 1980 年代に農業の脱集団化が行われ、93 年には土地法が全面改正された。93 年土地法（QHVN(1993)）は、土地の所有権は国家に属するとの原則を維持しながら、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利を個人世帯に与えた（第 3 条 2 項）。面積に関しては、一年生作物地は 3 ha まで、それ以外は政府の規定によるものとした（第 44 条）。この 93 年土地法から土地権利証書の発行が始まり現在ではほぼすべての農家に交付されている。

その後土地法は 98 年、2001 年の部分改正を経て、2003 年 11 月 26 日に全面改正である新土地法（QHVN(2003)）が国会で可決され、2004 年 7 月 1 日より施行された。93 年土地法第 44 条では個人世帯の長期使用が認められる一年生作物以外の土地面積は政府の規定によるものとされていたが、2003 年土地法では多年性作物地はデルタ地域で 10ha・山岳地域で 30ha までと法律で明記された（第 70 条第 2 項）。また高収量・高品質な水稻栽培専用農地への国家による補助・インフラ整備・新技術の導入策をとることを規定した（第 74 条第 1 項）。そして水稻栽培専用農地の工芸作物・養殖・非農業への転換を規制した（同第 2 項）。国が民間農場への奨励策をとることも規定された（第 82 条第 1～2 項）。これは 2000 年 9 号決議における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、国際市場参入をめざして農地の専門化を促すものである。ベトナムではこのように 1993 年土地法で実質的な私有化を認めた。ベトナム（特に北部の紅河デルタ）では農地が農家にとって水田は生存維持のために必須のものであり、その私有化が認められたことは農民福祉の面では評価できる。しかし後述のように分散錯圃状態で大規模化が難しいことから政策拡大の面では課題が残る。

第 7-1, 7-2 図は、2001 年・06 年・11 年に行われた『農村・農業・水産業センサス』(TCTK(2003)(2007)(2012)) からベトナムの南北両デルタにおける経営規模（農用地面積）別に見た農家世帯の分布を計算したものである。両デルタを比較してみると、紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きいが土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。また 3 時点の変化を見てみると、紅河デルタでは「0.2ha 未満」層の割合が常に上昇傾向にある反面、「0.2～0.5ha」層の割合が下落傾向にある。2001 年時点では一番大きかった中間層の「0.2～0.5ha」層にいた一部農民が最零細層の「0.2ha 未満」層に転落しており、比較的均等であった紅河デルタにおいても市場経済化の流れの中で格差が広がってきていることがわかる。一方メコンデルタでは、2001 年から 06 年にかけて「0.2ha 未満」層の割合が下がったが、2011 年には少し持ち直している。これは 2000 年 9 号決議以降の生産適地への集中という方針を受けて狭小な農地が耕作放棄されたが、2008 年の米価高騰によって生産のインセンティブが起きたのと政府の転作規制によって耕作放棄が一時的に止まったことを示しているのであろう。反面、メコンデルタの「0.2～0.5ha」層の割合は常に上昇傾向にあるのは、「0.2ha 未満」層が耕作放棄した農地をこの層が集積しているのであろう。紅河デルタでは水田耕作の主目的が農家自身の食用にあるためこのような耕作放棄があまり起きていないと思われる。



第 7-1 図 紅河デルタにおける経営規模別農家世帯分布（2001，2006，2011 年）



第 7-2 図 メコンデルタにおける経営規模別農家世帯分布（2001，2006，2011 年）

資料：TCTK(2003) (2007) (2012).

注. 単位は%.

紅河デルタでは元々村落共同体的結合が強い上に独立後の土地改革で地主が追放されたため、脱集団化においても農民に土地が均等に分配された。分配に際しても単に一人あたりの農地面積を均等にするだけでなく土地等級(地味)ごとの平等性も追求されたため、さらに細分化された。例えば筆者が調査したナムディン省（第 1 図の 24.）とハイズオン省（第 1 図の 19.）の村では一世帯あたりの約 2 反の零細経営であり、それがさらに 5～10 筆程度に分かれていた。この土地分配は脱集団化の初期においては農家の生産インセンティブを刺激しコメ生産の労働集約的な発展をもたらしたが、国際市場への全面参入を迎えて効率性を追求するために 2003 年から農地の交換分合（don dien doi thua）が行われた。これは借地や土地所有権の譲渡ではなく各農家世帯が使用権を有する農地面積を維持したまま各農家間の農地を交換して集積させる政策である。上記の両調査村では 2003 年の交換分合によって一世帯あたり 4 筆以内に収まるようになった。これに対してメコンデルタでは、脱集団化において元の持ち主に農地が返還される事が多かった。市場経済化・国際化の中で経営規模拡大を推進したい政府はこのような土地の不平等を黙認しつつ、民間農場（trang trai）による農業生産を支援する政策を推進している。2000 年 2 月に政府決議 3 号によって民間農場は法的な地位を確立し、さらに前述のように 2003 年土地法では国が民間農場への奨励策をとることが明記された。農地の交換分合と民間農場の奨励が行われた 2003 年には、農地使用税の減免措置も行われた。これは自らが使用権を持つ農地もしくは農業合作社や農場から請け負っている農地を使用する農家には農地使用税を 100%免除する一方、メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならず、土地法の定める制限面積以上は 50%の減免措置として、社会的弱者にも配慮している。

さらに 10 年が経った 2013 年頃から現在にかけて再び農地の交換分合が行われており、

さらに 2013 年 10 月 25 日には「大規模農業経営と農産物販売との連携の奨励に関する首相決定第 62 号」(CPVN(2013)) が発布(施行は 12 月 10 日)され、大規模農家・民間農場への優遇策が導入された。今回は特に同時に社会的弱者に配慮するような政策は同時には出されずに大規模農家への優遇策を大々的に表明したことは画期的といえる。しかし同決定の具体的内容をみても、大規模農家・民間農場が合作社(農協)と協力して販売事業を行う場合、土地免税・工事費や技術普及費用の補助などを政府が行うとあり、農地の集約それ自体を政府が推進するものではない。前述のように、ベトナムの土地法では土地国有の建前のもと土地の「使用権」(事実上の私有権)を個人世帯に与えている。農地の交換分合でも、農家間で農地を交換させるだけであって、借地や農地使用権の譲渡を通じて一部の農家へ集積するものではない。また土地法による制限面積の改正も行われていない。同決定の文面で「大規模農家・民間農場」についての具体的定義(経営面積何 ha 以上など)は記載されておらず、借地による規模拡大や複数の農民の共同経営を想定していると思われる。また具体的な条件は地方政府が責任を持つことになっており、南部のメコンデルタ等で行われている大規模経営を追認するのが、この政策の目的であろう。

前述した様に、ベトナムの経済改革(ドイモイ政策)は、「(1) 市場経済化と対外開放」(事実上の資本主義化)と「(2) 社会的公正の実現」(理念としての社会主義)の両立を図りながら進められてきた。これは農地政策においても、一方で農地の大規模化を図りながらもそれに対する歯止めもかけるという政策に反映されている。

②2020 年までの稲作転作計画

2014 年 7 月 31 日に農業農村開発省は、「2014~20 年の稲作地帯の作物構造転換計画承認に関する農相決定第 3367 号」(BNNPTNT(2014)) を公布した。これは 2015 年までに全国の稲作用地 26 万 ha を、さらに 2020 年までに 51 万 ha をその他の農水産用地へ転換する計画である。同決定はさらに地域ごと、作期ごとに稲作用地からどの用途に転換するかについても詳しく計画を定めている。第 6-1~6-3 表は、ベトナム全国および 2 大稲作地域(紅河デルタ、メコンデルタ)において、稲作および稲作から転作する予定の各作物についての、2013 年現在の作付面積、稲作からの転作の結果 2020 年になるはずの作付面積、そしてその間の増減とその割合を同決定から計算して表したものである。

全国的には 2013 年の稲作作付面積の 9.6%を転作させることにしており、転作先として面積で大きいのが「トウモロコシ」「野菜、果物」、2013 年の作付面積からの増加率が大きいのが「畜産飼料作物」「水産養殖用地」となっている。これは生産性の低い稲作から農家の現金収入源となりうる作物への転換が図られており、このことはベトナム政府が「⑤世界食料危機対応期(2008~12 年)」に出された稲作用地に係わる転作規制策を完全に撤回し、「④国際化対応期(2000~2007 年)」の農業発展戦略へ軌道に戻したといえるであろう。

なおメコンデルタと並ぶ稲作地域とはいえ自給用が中心で農地が狭小な紅河デルタでは、2013 年の稲作作付面積の 11.4%もの削減が計画されている。もともと紅河デルタは野菜主産地であったが、同決定による計画でもさらなる野菜の作付面積拡大が目指されている。

また 2013 年の面積から特に増加が著しいものが「水産養殖用地」である。

最大の稲作地域であるメコンデルタにおいても、稲作の作付面積は 7.3%減が計画されている。またもともと主産地であった果物や水産養殖の面積がさらに拡大するとともに、これまでほとんど栽培されて来なかった「トウモロコシ」「大豆」「畜産飼料作物」の面積も大幅に拡大することが計画されている。

その他の地域では、中部高原地域はコーヒーの、ホーチミン市周辺の東南部はコシヨウの大生産地であるが、これらの作物は稲作用地からの転作に向いていないこともあり同決定では大幅な作付面積の増減は計画されていない。またもともと農地の割合が少ない北部山岳地域でも変化は少ない。南北両デルタを結ぶ沿岸地域では「水産養殖用地」の急激な増加が計画されている（各地域の位置は第 1 図参照）。

第 6-1 表： 2013 年と 2020 年（計画）の各作物の作付面積（全国）

	2013 年	2020 年	面積の増減	増減割合(%)
稲作	7,899	7,144	-755.0	-9.6
トウモロコシ	1,173	1,403	230.0	19.6
大豆	118	166	48.0	40.7
ゴマ, 落花生	259	353	94.0	36.3
野菜, 果物	878	1,041	163.0	18.6
畜産飼料作物	91	141	50.0	54.9
水産養殖用地	207	299	92.0	44.4
その他	687	765	78.0	11.4

第 6-2 表： 2013 年と 2020 年（計画）の各作物の作付面積（紅河デルタ）

	2013 年	2020 年	面積の増減	増減割合(%)
稲作	1,131	1,002	-129.0	-11.4
トウモロコシ	88	124	36.0	40.9
大豆	44	60	16.0	36.4
ゴマ, 落花生	28	36	8.0	28.6
野菜, 果物	186	224	38.0	20.4
畜産飼料作物	5	7	2.0	40.0
水産養殖用地	28	49	21.0	75.0
その他	45	53	8.0	17.8

第 6-3 表： 2013 年と 2020 年（計画）の各作物の作付面積（メコンデルタ）

	2013 年	2020 年	面積の増減	増減(%)
稲作	4,338	4,022	-316.0	-7.3
トウモロコシ	40	123	83.0	207.5
大豆	2	23	21.0	1,050.0
ゴマ, 落花生	29	54	25.0	86.2
野菜, 果物	254	341	87.0	34.3
畜産飼料作物	7	31	24.0	342.9
水産養殖用地	174	228	54.0	31.0
その他	53	75	22.0	41.5

資料：2014 年第 3367 号農相決定の添付資料より筆者が計算。「増減(%)」以外のすべての単位は千 ha.

4. ベトナムのコメ政策のまとめ

第7表 二大方針からみた農業部門（特にコメ）の諸政策

	農業政策の二大方針	
	(i) 農家所得の向上	(ii) 国家食糧安全保障
②脱集団化期(1981～88年), ③輸出拡大期(1989～99年)	1981年党中央書記局第100号指示・1988年党政治局第10号決議（農業生産の単位を合作社から個人世帯へ） 1993年土地法改正（農地の事実上の私有化） 1996年合作社法（合作社を市場経済下の農協に）	
④国際化対応期 (2000～07年)	2000年政府決議第9号・ 2005年首相決定第150号(水田 転作容認, 農産品の高品質化促進) 2003年農地交換分合・土地 法改正(民間農場の奨励)	
⑤世界食料危機対応期 (2008～12年)		2008年政府通達第78号(コ メ輸出規制) 2008年首相決定第391号(水 田転作規制) 2009年政府決議63号・2010 年政府議定109号(備蓄強化・ 零細業者淘汰・価格統制)
⑥現在(2013年以降)	2013年首相決定第62号(大 規模農家優遇) 2014年第3367号農相決定 (水田転作計画)	

出典：筆者作成。

前述のようにベトナムの市場移行（ドイモイ政策）の特徴として、「（１）市場経済化・対外開放」と「（２）社会的公正の実現」の両立がある。農業は工業とは異なり生産する地域の条件に大きく左右される。さらにベトナムの農業は脆弱な経営基盤（矮小な農地面積）のもとで農民が市場経済の変動リスクにさらされているという問題を抱えている。中でも主食であるコメは、同時に重要な輸出産品でもあるため、米価の上昇は稲作農家の所得向上や外貨獲得の面では望ましいが、一方で都市生活者の生活には打撃であり工業労働者の人件費高騰も輸出競争力の面で不利益をもたらす。前述のように2007～08年の米価高騰時には国内物価も高騰した。ベトナム政府は生産者や輸出業者を犠牲にしてでも、その他の国民の利益のためにコメ輸出を制限することにした。このように農業それ自体さらに農工間の矛盾のため、農業部門、特にコメはとりわけ上記2つの方針の間の矛盾を最も集中的

に受ける部門である。なお農業部門に関しては、ドイモイ政策の二大方針である「(1) 市場経済化・対外開放」は「(i)農家所得の向上」と、「(2) 社会的公正の実現」は「(ii)国家食糧安全保障」とさらに厳密に絞り込むことができよう。第7表は、脱集団化以降の各時代の農業諸政策（特にコメに関係するもの）をこの二大方針から分類したものである。

「①集団生産期（1975～80 年）」には、ベトナム農民は強制加入させられた合作社の指示で集団農業生産に従事させられてきた。この集団農業生産体制は、「②脱集団化期（1981～88 年）」「③輸出拡大期（1989～99 年）」には完全に廃止されることになる。まず 1981 年共産党中央書記局第 100 号指示によって農業生産を各農家世帯に「請け負わす」という形で脱集団化が始まり、1988 年の共産党政治局第 10 号決議では農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには生産物を自由に処分する権利が与えられた。またこれまで合作社が管理していた農地も 1993 年土地法によって実質的に農家個人が自由に処分する権利が与えられた。さらに集団農業生産の主体であった合作社は、1996 年合作社法によって市場経済下の農協として定義し直され、参加も設立も農家の自由になった。これら一連の脱集団化政策は、農家の生産インセンティブを刺激し食糧増産をもたらした。この時代の諸政策は「(i)農家所得の向上」と「(ii)国家食糧安全保障」の双方に寄与するものであった。

上記②③期の政策によって国内需要を満たした上に輸出までできるほどに食糧を生産することができたため、続く「④国際化対応期（2000～2007 年）」の農業政策では「(ii)国家食糧安全保障」は重視されず、「(i)農家所得の向上」に重点が置かれた。具体的には、2000 年政府決議第 9 号及び 2005 年首相決定第 150 号によって適地適作の原則が貫かれ、コメに関しては、生産性の低い水田をもっと高収入が得られる作物へ転作を促す反面、輸出用米の主産地であるメコンデルタにおいては灌漑整備事業への投資を増加させることとしている。また 2003 年には農地の交換分合が進められるとともに、土地法改正によって民間農場の奨励が行われた。

しかし 2007 年末からの米価高騰によって国内物価全体が高騰してしまったために、「⑤世界食料危機対応期（2008～12 年）」の農業政策は「(ii)国家食糧安全保障」に大きく舵を取るようになった。2008 年の輸出規制や水田転作規制によって物価高騰への対策が取られたのち、翌 09 年には「国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号」、さらに翌 10 年にはそれを執行するための政府議定 109 号が公布された。これらは備蓄強化・零細業者淘汰・価格統制など新たな政策を導入することによって、安定的なコメ生産と在庫を確保し国民生活への悪影響（国内物価高騰）を防ぐことを目的にしている。

⑤期においてもコメの生産・輸出とも上昇し続けたため（第2図参照）、「⑥現在（2013 年以降）」では大規模農家優遇や水田転作計画など④期の適地適作・国際化対応路線へ軌道に戻した政策が行われている。しかし現在においても⑤期に導入された政策が完全に反故にされたわけではない。例えば大規模農家優遇策を出した 2013 年首相決定第 62 号でもかつて土地法で規定された世帯あたりの制限面積は有効であり、借地等による規模拡大を承認するに過ぎない。また 2008 年の水田転作規制からの路線変更である 2014 年第 3367 号農

相決定でも、あくまで水田からの用途変更は農水産用地に限定されており、工業用地や住宅地への転用は相変わらず規制されている。つまり再び米価高騰のような事態に陥った場合にいつでも水田に戻せるようにしており、国家食糧安全保障は常に農業政策の念頭に置かれている。

以上見てきたように、ベトナムの農業政策、特にコメ政策には「(i)農家所得の向上」と「(ii)国家食糧安全保障」の2つの大きな方針がある。この二大方針はともに補いながら進んでいくこともあれば、矛盾することもある。例えば「⑤世界食料危機対応期（2008～12年）」にはベトナム政府はコメの輸出規制を行って、「(i)農家所得の向上」を犠牲にして「(ii)国家食糧安全保障」を確保しようとした。今後とも大輸出国ベトナムのコメ政策は二大方針の間を揺れ動きながら進んでいくものと思われ、今後とも注視が必要である。

[注]

- (1) 2008年度の統計年鑑(TCTK(2009))からクアンニン省(第1図の17.)が紅河デルタに区分けされた。第1図の地図では最新の地域区分に沿っているが、本文中の2007年までの「紅河デルタ」に関する数値はクアンニン省を含まない。
- (2) 本レポートは3カ年の研究計画の総括報告であり、「1. ベトナムの市場移行とコメ生産・政策の変遷」「2. コメ生産の現状と世界食料危機への対応」は昨年度までのレポートの中から、ベトナムのコメ事情に関する重要な事実関係を本文で示した時代区分に沿って再構成したものである。そのため本文の表現や図表には昨年度までのレポートと重複するものが含まれている。
- (3) 当時の南部の一合作社の平均規模は312ha(北部の1.5倍)、519世帯、1003労働人口であった。また一生産集団の平均規模は40ha、38世帯であった。
- (4) FAO(online)による精米の輸出量より。なお1992年に一時的にベトナムの精米輸出量はアメリカを上回ったが、翌年からはまた下回った。その後96年に再びベトナムがアメリカを追い抜き、それ以降アメリカはベトナム以上の精米を輸出していない。
- (5) 現代の合作社(農協)問題について詳しくは岡江(2007)(2015a)を参照。
- (6) 現代の農業金融問題について詳しくはOkazaki(2009)、岡江(2015b)を参照。
- (7) 食糧総公司是1984年に主に食糧輸入を行う国家食糧総公司として設立され、1995年に北部食糧総公司与南部食糧総公司に再編された。南北食糧総公司是自ら貿易業務を行うとともに、地域の国営食糧公司を傘下に置くことにより、国内のコメ流通にも影響力を及ぼしている(坂田(2003))。

【引用・参考文献】

日本語文献

石田暁恵(2002)「ヴィエトナムにおける移行過程の社会政策」、石田暁恵(編)『2001年党大会後のヴィエトナム・ラオスー新たな課題への挑戦ー』、アジア経済研究所

伊東正一(2007)「ベトナムのコメ経済及びコメ輸出メカニズム」『平成18年度海外農業情報分析事業アジア大洋州地域及び中国地域食糧農業情報調査分析検討事業実施報告書』、国際農林業協力・交流協会

岡江恭史(2007)「ベトナムの新設合作社とそのリーダーシップ」『ベトナムの社会と文化』第7号(ベトナム社会文

化研究会編), 風響社

岡江恭史(2010)「WTO 加盟とドイモイ農政の新展開—グローバリゼーションと社会主義ベトナム—」『東南アジア—歴史と文化—』第 39 号, 東南アジア学会

岡江恭史(2015a)「ベトナムの「自治村落」と農民組織—日本・中国との比較を通じて—」『村落社会研究ジャーナル』第 21 号第 2 号 (通巻第 42 号), 日本村落研究学会

岡江恭史(2015b)「ベトナムの農村金融政策」『農林水産政策研究所レビュー』No.67, 農林水産政策研究所

小沢健二(2004)「1990 年代後半以降のベトナムの米輸出動向とその特質—米の国際市場構造, 米の先物取引の可能性などと関連させて—」『先物取引研究』第 9 巻第 1 号 No.13, 日本商品先物振興協会

加藤弘之(2005)「発展途上国の市場移行: 中国とヴィエトナム」上原一慶編『躍動する中国と回復するロシア』高菅出版

財務省(online)『財務省貿易統計 (<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>)』, 2015 年 9 月 16 日アクセス

坂田正三(2003)「ベトナムのコメ流通—流通構造からみたドイモイの再評価—」高根務編『アフリカとアジアの農産物流通』, アジア経済研究所

白石昌也(1993)『ベトナム—革命と建設のはざま—』東京大学出版会

竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第 8 回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第 38 巻第 8 号, アジア経済研究所

寺本実・坂田正三(2009)「2008 年のベトナム」『アジア動向年報 2009』, アジア経済研究所

トラン・ヴァン・トゥ(1996)『ベトナム経済の新展開: 工業化時代の始動』, 日本経済新聞社

トラン・ヴァン・トゥ(2003)「ベトナム—ドイモイの成果と課題—」, 渡辺利夫(編)『アジア経済読本 (第 3 版)』, 東洋経済新報社

藤田麻衣(2006)「ベトナムの WTO 加盟への歩み」, 坂田正三(編)『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所

英語文献

FAO(online), FAOSTAT (<http://faostat3.fao.org/faostat-gateway/go/to/home/E>), 2015 年 9 月 16 日アクセス

NBSC(National Bureau of Statistics of China)(online), Statistical Database (<http://www.stats.gov.cn/english/Statisticaldata/AnnualData/>), 2015 年 9 月 17 日アクセス

Nguyen Ngoc Que (2009). 'Rice production and food policies in Vietnam', Agricultural Policy Seminar on "Food Security Policy in ASEAN Region and Individual ASEAN Member States", 5 March 2009, Tokyo

Okoe, Takashi(2009). "Rural Credit and Community Relationships in a Northern Vietnamese Village", 『東南アジア研究』47 巻 1 号, 京都大学東南アジア研究所

ベトナム語文献 (書籍)

CCPDTV (Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予報株式会社) (2010). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010* (2009 年度のベトナムおよび世界のコメおよび次年度の展望に関する年次報告)

CCPDTV(2014). *Bao Cao Nganh lua gao Viet Nam 2013 - Trien vong 2014* (2013 年度のベトナムのコメおよび次年度の展望に関する報告)

Nguyen Sinh Cuc (1995) *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945～1995 年のベトナム農業) . Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)

Nguyen Sinh Cuc (2003). *Nong Nghiep, Nong Thon Viet Nam Thoi Ky Doi Moi (1986-2002)* (ドイモイ時代 (1986～2002 年) のベトナムの農業と農村) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (online), *So Lieu thong ke* (統計データ) (<http://www.gso.gov.vn/Default.aspx?tabid=706&ItemID=13412>), 2015 年 9 月 17 日アクセス

TCTK(2000). *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000* (1975～2000 年農林水産業統計) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2003) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San 2001* (2001 年農村・農業・水産業センサス) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2005). *Nien Giam Thong Ke 2004* (2004 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2007) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2006* (2006 年度農村・農業・水産業センサス) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007* (2007 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2009). *Nien Giam Thong Ke 2008* (2008 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2011) *Ket qua khao sat Muc song dan cu nam 2010* (2010 年度生活水準調査) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2012) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2011* (2011 年度農村・農業・水産業センサス) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2014). *Nien Giam Thong Ke 2013* (2013 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TTPNN (Trung tam Thong tin Phat trien Nong nghiep - Nong thon, 農業農村開発情報センター) (2008) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2007 va Trien vong 2008* (2007 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

TTPNN (2009) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2008 va Trien vong 2009* (2008 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

ベトナム語文献 (共産党・政府文書)

BNNPTNT(Bo Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon, ベトナム農業農村開発省) (2014) *So: 3367/QĐ-BNN-TT, Quyét Dinh cua Bo Truong Bo nong nghiep va phat trien nong thon ve Phe Duyet Quy Hoach Chuyen Doi Co Cau Cay Trong Tren Dat Trong Lua Giai Doan 2014 - 2020* (2014～20 年の稲作地帯の作物構造転換計画承認に関する農業農村開発相決定第 3367 号). 2014 年 7 月 31 日公布

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) (1998). *So:57/1998/ND-CP, Nghi dinh cua Chinh phu ve Quy dinh chi tiet thi hanh Luat Thuong mai ve hoat dong xuất khẩu, nhập khẩu, gia công và đại lý mua bán hàng hóa với nước ngoài* (外国向け物品の輸出入・加工・販売代理店の活動に関する商業法施行細則に関する第 57 号政府議定). 1998 年 7 月 31 日公布

CPVN(2000) *So:9/2000/NQ-CP, Nghi quyét của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp* (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府決議 9 号) . 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN(2001). *So:46/2001/QĐ-TTg, Quyét Dinh của Thủ tướng Chính phủ về quản lý xuất khẩu, nhập khẩu hàng hóa thời kỳ*

2001 – 2005 (2001～2005 年における物品の輸出入管理に関する第 46 号政府首相決定). 2001 年 4 月 4 日公布

CPVN(2005) So:150/2005/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt quy hoạch chuyển đổi cơ cấu sản xuất nông, lâm nghiệp, thủy sản cả nước năm 2010 và tầm nhìn 2020* (2010 年及び 2020 年までの全国農林水産業生産構造転換計画の承認に関する政府首相決定 150 号). 2005 年 6 月 20 日公布

CPVN(2008a). So:78/TB-VPCP, *Thông Báo ý kiến kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại buổi làm việc với Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về tình hình sản xuất và xuất khẩu gạo, thủy sản* (コメ及び水産物の生産・輸出の状況に関する農業農村開発省との意見交換におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達). 2008 年 3 月 25 日公布

CPVN(2008b). So:391/2008/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về ra soát, kiểm tra thực trạng việc quản lý quy hoạch, kế hoạch và sử dụng đất 5 năm 2006 - 2010 trên địa bàn cả nước, trong đó ra soát, kiểm tra thực trạng công tác quản lý quy hoạch, kế hoạch, sử dụng đất nông nghiệp 5 năm 2006 - 2010 nói chung và đất trồng lúa nước nói riêng* (2006～2010 年 5 ヶ年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地、特に水田の管理業務への検査に関する第 391 号政府首相決定). 2008 年 4 月 18 日公布

CPVN(2009a) So:78/TB-VPCP, *Thông Báo Kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại cuộc họp với Tổng công ty Lương thực miền Bắc và Tổng công ty Lương thực miền Nam* (南北食糧総会社との会合におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達). 2009 年 3 月 9 日公布

CPVN(2009b). So:176/TB-VPCP, *Thông Báo ý kiến kết luận của Thủ tướng Chính phủ tại cuộc họp thường trực Chính phủ về hoạt động sản xuất, kinh doanh lương thực* (食糧の生産経営活動に関する政府定例会議における政府首相の結論に関する第 176 号通達). 2009 年 6 月 15 日公布

CPVN(2009c). So:1518/2009/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về mua tạm trữ lúa, gạo hè thu năm 2009* (2009 年夏秋米の備蓄購入に関する第 1518 号政府首相決定). 2009 年 9 月 22 日公布

CPVN(2009d) So:63/2009/NQ-CP, *Nghi quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号). 2009 年 12 月 23 日公布

CPVN(2010) . So: 109/2010/ND-CP, *Nghi Định của Chính Phủ về kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定 109 号). 2010 年 11 月 4 日公布

CPVN(2013) So: 62/2013/QĐ-TTg, *Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về chính sách khuyến khích phát triển hợp tác, liên kết sản xuất gắn với tiêu thụ nông sản, xây dựng cánh đồng lớn* (大規模農業経営と農産物販売との連携の奨励に関する首相決定 第 62 号), 2013 年 10 月 25 日公布

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) So: 100/CT/TW, *Chỉ thị của Ban Bí thư Trung ương Đảng về cải tiến công tác khoán, mở rộng “khoán sản phẩm đến nhóm và người lao động” trong Hợp tác xã nông nghiệp* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局 100 号指示). 1981 年 1 月 13 日公布

DCSVN(1988) So:10/ NQ/TW, *Nghi quyết của Bộ Chính trị về đổi mới quản lý kinh tế nông nghiệp* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10 号決議). 1988 年 4 月 5 日公布

DCSVN(2008). So: 26 NQ/TW, *Nghi quyết của Ban Chấp hành Trung ương Đảng về nông nghiệp, nông dân, nông thôn* (農業・農民・農村に関する中央執行委員会第 26 号決議). 2008 年 8 月 5 日公布

QHAVN (Quốc Hội Việt Nam, ベトナム国会) (1993) *Luật Đất đai năm 1993* (1993 年土地法). 1993 年 7 月 14 日可決

QHAVN(2003) *Luật Đất đai năm 2003* (2003 年土地法). 2003 年 11 月 26 日可決